

## 資格喪失に伴う組合員証等の速やかな返却について（お願い）

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

資格を喪失したにもかかわらず、引き続き共済組合の組合員証を保持・使用するケースが多く見受けられます。次に加算する保険者の保険証がすぐに届かない場合であっても、**資格喪失後は当共済組合の組合員証等は使用できません。**

資格喪失した場合は、速やかに所属所を通して組合員証等を共済組合に**返却**してください。

共済組合が、**資格喪失者の医療費（総医療費の約7～8割分）**を負担したことが判明した場合、**必ず返還していただくこととなります**ので、御承知おきください。

なお、被扶養者の認定が**遡って取り消された場合**は、返還しなければならない医療費が**高額**になる場合もありますので御注意ください。

また、後期高齢者医療制度に移行する75歳以上の方（一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方）についても、被扶養者証及び高齢受給者証の返却をお願いします。※取消申告書等の書類の提出は不要です。

例) 定年退職の場合の  
組合員証・被扶養者証等の取扱い

3/31  
退職

**4/1以降は使用不可!**  
すぐ所属に返却を!

在職中の使用は→○

退職後の使用は→×

## 育児休業手当金の延長について

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

◆総務省令で定める期間延長事由に該当する場合、最長で**2歳に達する日**まで支給。

<総務省令で定める期間延長事由とは>

◎ 保育の利用を希望し、申込を行っているが、1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。

➔ 1歳の誕生月の1日を利用開始日として保育園の申し込みをし、不承諾通知が届いた場合。

※ 令和元年5月15日生まれの子であれば、令和2年5月1日を利用開始日として保育園の申し込みをし、市区町村発行の不承諾通知を得る必要がある。

※ 保育の利用を希望しないことが明白な場合は、支給延長は認められません。

その他詳細は、公立学校共済組合千葉支部のHPに掲載されている、「短期給付の手引き」をご覧ください。

## 令和2年度標準報酬月額 の定時決定について

お問い合わせ ☎

経理 貸付班 043-223-4114

共済組合は、組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、4月から6月までの3ヶ月間の報酬の平均により、9月からの標準報酬月額を決定します。

令和2年度は令和2年4月から令和2年6月までの3ヶ月間の報酬の平均を標準報酬等級表に当てはめ、令和2年9月からの標準報酬月額が決定されます。

標準報酬月額

